

石川県公報

平成 24 年 12 月 14 日 (金曜日)

号 外

(第 84 号)

目 次

選挙管理委員会		石川県選挙管理委員会告示第87号の3の布告	1
石川県選挙管理委員会告示第87号の2の布告	1	石川県選挙管理委員会告示第87号の4の布告	1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第87号の2の布告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成24年12月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第87号の2

平成24年11月28日付け石川県選挙管理委員会告示第82号で告示した、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時について、次のように改める。

平成24年12月4日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

「平成24年12月4日 午後7時」を「平成24年12月4日 午後8時」に改める。

石川県選挙管理委員会告示第87号の3の布告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成24年12月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第87号の3

平成24年11月28日付け石川県選挙管理委員会告示第82号で告示した、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時について、次のように改める。

平成24年12月4日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

「平成24年12月4日 午後8時」を「平成24年12月4日 午後9時」に改める。

石川県選挙管理委員会告示第87号の4の布告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

平成24年12月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第87号の4

平成24年11月28日付け石川県選挙管理委員会告示第82号で告示した、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲載順序を定めるくじを行う日時について、次のように改める。

平成24年12月4日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

「平成24年12月4日 午後9時」を「平成24年12月4日 午後11時」に改める。